

# 東北地方太平洋沖地震後に国土地籍調査の座標データ補正と公共基準点を整備しました！

平成23年3月11日未曾有の東北地方太平洋沖地震によって生じた地殻変動により、御代田町の位置も東側の方向に約30cm座標がずれました。このことにより、今まで町がお示してきた国土地籍調査事業で取得した地籍図根点や1筆毎の境界点座標データを、補正パラメータによって改定しました。この座標データは全て数値情報化してシステム管理しています。

また、国土地籍調査事業で整備した地籍図根点は、経年とともに亡失点やき損点が増え、境界杭の復元作業などには、周囲に測量の基準点がないため、多々不具合が生じていました。こうした背景から、震災以降、町では基準点測量を実施し、町全体に等配置した公共基準点及び水準点網を構築しました。高精度な測量標識が町全体を網羅し、今後の公共工事や土地・家屋の調査登記等で実施される測量に十分活用でき、よりいっそう効率よく利用することが可能になりました。



現在公共測量等により町及び近隣に設置されている基準点は、1級基準点35点、2級基準点8点、3級基準点74点、1級水準点14点、3級水準点93点、地籍図根三角点119点で、全て永久標識となっております。また、そのほかにも塩野圃場整備地区では2級基準点5点、3級基準点32点が整備され、国道18号敷地内では国土交通省管理用基準点の2級基準点6点、3級基準点15点が整備されています。測量精度、点間距離によって級種が異なります。

本データは全て基準点・筆界点情報として一元管理され、いつでも閲覧可能です。町内に設置されている基準点等は、測量をする上で大切な標識であるため、大切にしてください。

今後もサービス向上に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

問い合わせ先  
産業経済課耕地林務係(内線31・62・63)  
建設課建設係(内線33・75・39)

## 浅麓エココンポ(堆肥)をご利用ください!

浅麓汚泥再生処理センターでは、「生ごみ」などを「汚泥発酵肥料」として堆肥に再生し、「浅麓エココンポ」として配布しています。農業・家庭菜園・ガーデニング等にご利用ください。堆肥には粉末状のバラ積み(トラックへ1回当たり最大4,000キログラム)と粒状の袋詰め(12キログラム入り)の2種類があります。袋詰の堆肥は袋代として1袋当たり30円のご負担をお願いします。申し込み方法は次のとおりです。



袋詰用(12kg入)

- |  |  |                                       |
|--|--|---------------------------------------|
| <b>① 予約</b>                                    | <b>② 配布日の確認</b>  | <b>③ 配布</b>                           |
| 電話で必要な量・形状を申し込みください。(直接施設へ)<br>月～金曜日 午前9時～午後5時 | 配布日をお知らせします。<br>毎週水曜日が配布日ですが、希望者が多い場合は2週間程度お待ちいただく場合があります。 | 指定日に浅麓汚泥再生処理センターまでお越しください。<br>午前9時～正午 |

※この肥料は、堆肥に近い緩効性の肥料です。化成肥料のような即効性はありませんので、土づくりなどの基礎肥料としてご利用ください。

※原料と製品については、国の基準に従い厳正に安全確認を行いご利用いただいています。また測定の結果は、報道機関やホームページで公表していますのでご確認ください。

<http://members.ctknet.ne.jp/cenrok/index.html>

予約・問い合わせ先 浅麓環境施設組合(小諸市甲1845南城公園隣接) (22)7710

## 日ごろから農地の保全管理に努めてください

集中豪雨や台風などにより田畑の耕作面から土砂が流れ土手が崩落し、さらに隣接する道水路や低い土地へ被害が及ぶ事例が発生しています。

町では、用水路や道路から水が越流して農地に流れ出し、土手が崩落した場合など、耕作者等が日ごろ農地の保全管理を行っているにもかかわらず被災した農地について災害復旧工事に対応しています。

また、道路に土砂が流出し通行ができないなど、早急に機能確保を必要とする場合なども町で対応しています。しかし、自己保全管理がなされていない農地や宅地内の家庭菜園などについては、個人負担により復旧工事をしていただくこととなります。

農地の復旧工事にあたっては、車両が通行できる有効幅



員の広い道路や用水路の管理に完全に瑕疵があった場合を除き、耕作者と町のどちらに管理責任が生じるものか不明な場合は、工事費の10分の1以内で上限5万円の受益者負担金を徴することとしています。

万が一農地が被災した場合においては、地元の区長を通じて地域の被災状況を町へ連絡していただいています。

のり肩直近まで耕起したり、マルチを張って雨水を集中させることによって、土手やのり面が崩れやすい状態が作られている箇所が多々見受けられます。

日ごろから『自分が管理する農業基盤は自分で守る』という姿勢を強く持つていただき、周囲の地形や農作物の栽培方法を工夫され、場合によっては畔などを築くなどして、簡単には農地が崩れないよう農地災害の未然防止、自己保全管理に努めていただきますようお願いいたします。

問い合わせ先

産業経済課耕地林務係

(内線31・62・63)

## 実施しています 毒物劇物及び 農薬危害防止運動

長野県では、毒物劇物及び農薬(以下:毒劇物)の安全で適正な使用や事故防止、保管管理徹底などを図るため、現在、標記の運動が実施されており、毒劇物の取り扱いにあたっては、次のとおりご留意下さい。

◆盗難や紛失を防ぐため「医薬用外毒物・劇物」と表示した専用の保管庫に必ず施錠して保管し、盗難・紛失にあった場合は直ちに警察署へ届け出て下さい。

◆飲食物の容器に移し替えな

◆購入する場合には印鑑が必要。また、18歳未満の方は毒劇物の購入ができません。

◆毒物劇物販売業者の登録がなければ、毒劇物の販売譲渡はできません。

◆不要になった場合は適正に処理しましょう(処理方法については購入先などにご相談ください)。

問い合わせ先

産業経済課農政係(内線27)

## ごんにちは農業委員会です

町農業委員会事務局(32)3111(内線64・27)

農地パトロールを実施します。

○農業委員が農地パトロールとして

農地を見回りに伺います。

農業委員会では農地パトロールを実施し、農地の現況調査を行います。身分が分かるようにして行いますが、その際、農地に立ち入ることもありますのでご承知おきください。

現在既に農地の保全についてお困りの方は農業委員会又は地元農業委員会にご相談ください。

○農地の売買などの相談は

(財)長野県農業開発公社へ

(財)長野県農業開発公社は、農地保有合理化事業を実施するための法人として、農地の買入れ等を行い、営農意欲のある農家に売渡したりすることで、農家の支援を行っています。

農地の売買などのご相談がある方は、税の優遇等がありますので、詳細は農業開発公社・J.A.農業委員会または地域の農業委員へお気軽にご相談ください。

(財)長野県農業開発公社

佐久支所(佐久合同庁舎内)

0267(63)3111